

彙 報

研究會報告要旨

抗日時期の中共の土地政策（昭 30, 4, 15）

古 島 和 雄

1. 抗日時期の土地政策の轉換

抗日戦争の開始とともに、中國共産黨は、從來の土地政策に大幅の改變を加え、地主所有地の沒收の停止と、減租減息・交租交息を内容とする、所謂減租政策をとりあげた。このような政策の轉換は、いうまでもなく、抗日民族統一戦線政策の一環として提起されたもので政策轉換の過程は、統一戦線工作の成長・發展の各段階に應じて、一步一步具體化された。

2. 減租政策の基本的な立場

減租政策は、減租減息・交租交息の両面を切離せないものとして統一する立場をとっているが、とくに

- i 農民を抗日民主政權、農村統一戦線および生産の基本的な原動力であると認める。
- ii 經濟建設と對敵闘争とを當面の中心任務とし、既往の關係は追求しないことを原則とする。
- iii 條例の實施に當つては、農民の自覺的運動とすることを主眼とし、抗敵農民組織の強化と擴大をはかる。

の基本原則の上に、農民の大衆闘争として遂行された點が重要である。

3. 減租條例の内容

小作料額を一律に 25% 減額することを基本條項とするが、このほかに、

條例の内容は多岐にわたり、耕地副生産物の歸屬關係、秤量用度量衡の統一、小作料納付期限および方法の確定、不作時の減免規定、規定外追加搾取・前納小作金・小作保證金・中間搾取等の全面的禁止、小作權・耕作權の保障と契約の確定、小作料滞納處理規定、小作料引上げの禁止等の條項をもつ。したがつて、地主的土地所有を容認するものの、極めて廣汎外岐にわたる民主的改革の内容を、法令自身がつもつものと言える。

4. 土地改革と減租政策

戦後の土地改革に當つては、いずれも例外なく、土地改革に先行して減租の段階を経過しており、土地改革に對する減租政策の役割は重要である。抗戰期において、減租政策の貫徹された地域では、階級關係においても大きな變化を來しており、農民組織の發展とともに、戦後の土地改革の第一段階、すなわち五・四指示の段階において、陝甘寧邊區、山東解放區、東北解放區の、それぞれの土地改革に大きな影響を與えたものと考えられる。しかも、戦後の減租政策においては、

- (1) 農民協會の地位が強化され、法令の合法的執行機關としての地位が明確になつている。
- (2) 減租とならんで、小作保證金の返還（退押）に力點がおかれ、過去の封建的搾取の清算が強調されている。

の兩點から、減租政策の意義はさらに増大した。半封建的搾取が、極めて多岐にわたる地主小作關係によつて支えられる中國においては、土地改革を遂行する農民の組織と、その積極的な立ち上りを保證する意味で、土地改革に先行する減租政策の意義は極めて高い。

中國における古典文學の再評價（昭和 30, 4, 22）

小 野 忍

この數年、中國では古典文學の再評價が盛んである。とりあげられた作者あるいは作品は、屈原、白居易、杜甫、水滸傳あたりから始まつて、李白、

陶淵明、儒林外史などに移り、次いで紅樓夢にいたつて未曾有の活況を呈した。

評價は内容については愛國主義と人民性が、創作方法についてはリアリズムがその基準とされている。屈原、白居易、杜甫、水滸傳に對する今日の高い評價もこれらを基準としたものにほかならない。李白と陶淵明については、その點にまだ問題が残されているようにみえる。

紅樓夢については 1954 年秋、俞平伯の紅樓夢研究に對して疑問が提出され、これを契機として胡適及び俞平伯の紅樓夢觀が批判されてこの作品の人民性が強調されることになつた。

その他「鏡花緣」に現われた作者の進歩的思想が顯揚される一方では、「老殘遊記」の反動性が指摘されるなどの動きもあり、古典文學の再評價には今後波瀾が豫想される。

シヨケラと三戸（昭和 30, 5, 6）

— 道教の日本傳來の一例 —

窪 徳 忠

主として日本の農・漁村において、いまなお行われている庚申待の源流については、従來は中國から傳來したとする説が支配的であつたが、最近日本固有のものとする説がおこつてきた。しかしこれらの兩説は、ともに根據が不確かな點があるので、日本の現状を古いころの殘存とみる立場から調査して、その結果を日本の文獻の記述と照合し、それを中國の三戸信仰と對比するのが、庚申待の源流探求にとつて必要である。そこで、福井縣三方郡美濱町の調査結果を通じて、この問題を考えてみたい。

魏晉時代から、中國には三戸説があつた。人間の體內には三戸という虫がいて、庚申の夜、人の熟睡中に上天して、その人の犯した罪を天帝に告げて早死をさせ、もしくは得道のさわりをするというのが、その概略の内容である。この説に基き、庚申日の徹夜——守庚申——、服藥・祈禳・符籙など

による三尸驅除法や禁忌がさかんに行われた。道教からでたこのような信仰は、宋代以後には佛教とも結びつき、廣く一般に行われた。

さて今回調査したのは、美濱町の中、麻生・安江および大藪の三部落である。麻生・安江兩部落が家単位で庚申待を行うのに對して、大藪では講をつくつて行つている。けれども實際行つているところは大體同じで、庚申の掛圖とよぶ畫軸をかけ、簡単な勤行を行つたのち、夜半ごろまで雑談するにすぎず、徹夜は行つていない。従つて外見上は三尸説やその信仰とは似ても似つかないもののように考えられる。

けれども、庚申の眞言や行事の日、禁忌などに關連性が窺われ、とくに早く就床する際の呪文には相當はつきりと三尸説との關係がみられる。一方日本だけの習俗もある。従つて日本の庚申待は、中國の三尸説、佛教とくに密教、修驗道および日本の民間の信仰や習俗などの複合體であつて、文化變容の一例と考えられる。

地理學本質論争の課題(昭和 30, 5, 13)

— 中國を例として —

小 堀 巖

中華人民共和國の成立以後、中國科學院地理研究所及び中國地理學會を中心に、地理學の分野においても新しい活動がみられるが、1954 年度になつて、中華人民共和國の經濟地法を編む方針が決り、その仕事が進むにつれてまず中國の自然地域區分について、地理學の隣接科學者をも交えての討論が展開され、一方において科學文化全般にわたる傾向の一つではあるが、ソヴィエト地理學の方法が盛に譯述紹介された。特に、自然地理學と經濟地理學の問題をめぐるソヴィエト地理學界での地理學本質論争は、てびろく紹介され、社會主義建設の中において自然地理學及び經濟地理學の果す役割や課題については、具體的な經濟建設の中での中國の地理學者の工作として現れてきている。地理學のように極めて現實の課題と關連の深い學問が、傳統的な考證

學風の地理學の殻を破つていかに研究されているかは、新しい社會體制と科學のあり方の一つの例證として興味あるばかりでなく、社會主義の（經濟）地理學というものがソヴィエトと共にいかに展開してゆくかが、極めて學史的にも有意義の問題を提供している。（この報告の一部は紀要8號に發表）

日本人の中國共產黨研究（昭 30, 5, 20）

衛 藤 藩 吉

中共創立直後から少數の日本人がその活動を、あるいは共感をもつてあるいはおそれの念をいだきつつ、見守つていた。中共の活動が根據地戦になると一時このような中共に対する關心はうすれたかに見えたが、やがて抗日民族統一戦線の結成以後再び中共に対する關心はたかまつてきた。それは、好むと好まざるとにかかわらず、また反共と否とを問わず世界に稀な中共調査資料を堆積せしめた。これらの中共研究家中共調査マンの一人一人がどのような視座から中共に關心をもつたかに注目しつつ、左記の五つの系譜に類別してその内容、研究態度およびその限界を明らかにしようとしたのがこの報告である。

1. 理想主義的マルクス・レーニニスト
2. 實證的マルクス・レーニニスト
3. 職業的調査マン
4. 實證的國權主義者
5. 觀念的國權主義者

地租改正と土地改革（昭 30, 6, 3）

— ひとつの方法論として —

福 島 正 夫

高度に發達した資本主義社會から社會主義社會への革命の場合を除いては、土地改革の性格・深度が社會變革のそれを規定するもつとも重要な尺度

の一となることは疑いない。この見地から、近代日本においては、地租改正と農地改革との二つが注意すべきであり、ことに前者は、國家權力の物質的基底をなしたものであつた。中國においては、人民民主政權による土地改革である。兩者を本質的に比較することは、土地所有の問題を明確にする一の手段たりうるのではなからうか。

この場合、主要な區別點を農民的土地所有に對する權力の態度に求めたい。

地租改正は、その直接の課題として、(イ)封建的現物貢租の地價定率金納租税への變換（地租收入の確保合理化を目的とする財政改革）、(ロ)全國的地籍整理と土地臺帳の編成（全國的土地調査）、(ハ)土地私有權の法認と封建的障害の解除を設定したが、その主體的要件は天皇を頭部とし新官僚（舊封建家臣）の領導により豪商農の同盟の上に立つ絶對主義權力であり、農村階層の分化、下層農民の革命化傾向、在郷商人資本の背反という情勢の下に、(イ)貢租現狀維持と減税公約による革命化の阻止、(ロ)農村上層の懷柔による分割支配を政策としてねらつたものであつた。これからして、地租改正の本質は、純封建體制から絶對主義への推轉の基底たるものとして、農民的土地所有の順調な成長を阻止したものではあるまいか。

これに對して、中國土地改革に先行した田賦改革論、ロバート・ハート、孫文の耕者有其田・地權平均論およびこれを継承する土地陳放・清丈法は、これを一貫して説くのは不適當とするも、結局田賦宿弊の技術的改革、反封建闘争の缺如であり、従つて農民的土地所有に對しては、否定的かもしくは微溫的な態度しかとらない。

しかるに、中國土地革命は、その發端の洪秀全の天朝田賦制度に見るも、反封建的闘争の基環となり、農民的土地所有の徹底實現を目途としたものとせねばならぬ。人民民主主義革命における土地改革は、社會主義への展望をもつて、かかる意味で眞に農民的土地所有を達成し、かつこれを中國工業化の基底として、うちたてた點に、他の土地革命とは、その類型をことにして

いるのである。

日本をめぐる領土問題（昭 30, 6, 17）

— 千島、南樺太及び臺灣の法的地位 —

植 田 捷 雄

1. 千島及び南樺太。千島は1875年の樺太、千島交換條約により、南樺太は1905年のポーツマス條約により夫々日本の領有に歸したが、今次大戦中、1945年2月のヤルタ協定により米英ソ三國は日本の降伏後、南樺太及び千島をソ連に返還ないし引渡すことを約束した。その後、同年7月のポツダム宣言、9月の日本降伏文書、46年1月の米國の對日覺書等においても、この方針は一應、受継がれている。併し、これ等の文書は要するに日本の領土處理について、その大綱を豫備的に示したものに過ぎず、その最終決定は對日平和條約によるべきものであつた。然るに、實際にはこれを待たずして、千島、南樺太のソ連領編入が一方的に行われたのであつて、これは國際法上、妥當の行爲とは考えられない。而も1951年9月の對日平和條約においては、日本の千島、南樺太に對する領土權の放棄を規定したのみで、その最終歸屬は決定せられなかつた。これは、ヤルタ協定の實施について、當事國たる米國自らが疑念を抱いた結果と思われる。のみならず、1941年8月の大西洋憲章が領土不擴大の原則を強調し、ヤルタ協定、ポツダム宣言、日本降伏文書等がこれを受継ぎ、ソ連も加盟國の一たる以上、ソ連のかかる行爲は憲章違反のそしりを免れない。

2. 臺灣。臺灣紛争の原因は要するにその國際法的地位の不明確さに歸する。その一は中國の承認問題である。中國は戦後、世界五大國の一となつたが、この重要な地位が國府政府によつて占められている。然るに、1949年以來、中共政府が成立し、而も現實には中國大陸を支配する政權となつたにも拘らず、依然として多數の國家が國民政府を承認している。このため、中共は國連において中國を代表する政府としても認められていない。その二は臺灣の

歸屬問題である。戦争中、1943年のカイロ宣言によつて臺灣の中國返還が發表せられ、ポツダム宣言、日本降伏文書等においてもそれが確認せられたが千島、南樺太の場合と同じく、對日平和條約では遂にその最終歸屬が決定せられなかつた。それはこれ等の島嶼の返還を受くべき中國について、國民政府、中共のいづれを以て代表と見るかの意見が各國間に定まらなかつたからである。ここに臺灣の歸屬も今日なお未決定といわざるを得ない。

親鸞の著書教行信證を中心とする最近の諸問題（昭和 30, 6, 24）

結 城 令 聞

教行信證一部六卷は親鸞の著述として今日まで同時の構想による同時の著述として研究せられてきた。それに對して、その中の信卷のみは、諸種の理由からして別の時に作られ、後に行と證との中間にそう入され、同時に諸種の改訂が加えられて現今の形態となつたものであらうと云う私の研究を發表したのは昭和 24 年の印度學佛教學研究の創刊號に於てであつた。以後今日まで學者間に論争が展開され、その結果、29年秋には、論争中の主要論文を集めて、京都の慶華文化研究會より教行信證撰述の研究という一冊の著述として刊行され、又、最近國寶に指定された親鸞の眞筆にかかる教行信證の解體補修より得られた物的證據などもこれに加えられて更に諸種の論議が展開されるに至つた。その論争の内容と経過とを紹介し、併せてこの問題の將來への見透しを述べ、又この問題によつて親鸞の思想、宗教への解釋について影響の甚大なるものがあることを指摘した。

先秦の國家と地方都市（昭和 30, 7, 8）

關 野 雄

春秋戰國時代に文化が飛躍的に進んだのは、都市の發達によるところが大きい。しかし政治的な面でも、都市は重要な役割を演じ、國家の興亡に多大の影響を與えた。このような點を、當時の通貨制度に手がかりを求め、かつ

郡縣制度との關聯において、究明してみたいと思う。

先秦時代の貨幣を見ると、總じて刀には地名がなく、布にはほとんど地名（都市名）が表わされている。これは、刀の鑄造權が國家に、布の鑄造權が各都市にあつたことを示すものであろう。齊刀の銘に「齊之法化」とあり、墨子の經說編に「王刀」云々と見えるのは、いずれもその證據の一端である。布が流通していたのは、主に三晋を中心とする黄河中原の地帯で、そこには大小の地方都市が繁榮し、それぞれ獨立の經濟力と軍事力を持つていた。従つて、こうした地域における國家は、地方都市の勢力を抑えるのに、常に汲々としていたのである。この間の事情を物語る文獻としては、左傳の閔公2年の條に「大都、國に耦ぶは、亂の本なり」とあるのをはじめとして、枚舉にいとまがない。鐵器の出現による農業生産力の増大と、それにもとづく商工業者の擡頭が、このような地方都市の發展を將來したのであろう。

一方、貨幣鑄造權の掌握に最も成功したのは、秦と楚であつたらしい。なかでも秦は、後進地帯である面を逆用して、國內に強力な地方都市がないのをさいわい、他の六國に先んじて全國に郡縣制度を施行し、中央集權の基礎を固めた。古い文化の傳統を有し、豊かな富をたたえた中原の諸國は、その機構が專制的な體制に即應しなかつたため、文化の程度は低いが全體主義に徹した秦の前に、もろくも瓦解し去つたのである。なおこれと似たような現象は、アッカド・アッシリア・ペルシアなどの統一の際にも、認められるであらう。

南宋の麥作獎勵と二毛作（昭和 30, 7, 15）

— 佃戶制との關聯に於いて —

周 藤 吉 之

北宋ではまだ江南で麥はあまり作られていなかつたが、南宋になると、北方の人口が多く江南に移轉してきたため、北方の麩食が江南にも普及してきた。又小麥は酒の麴の原料となつていたが、南宋では都市が發達し、都市で

は酒が多く造られたので、小麥が多量に消費された。大麥も南宋では麥飯となる外、馬料として毎年莫大な額が用いられた。更に南宋では人口が増加したので、凶作の場合に飢民を救済するため、大小二麥を作ることが大いに奨励された。これらのため各路に亙つて麥が盛んに作られ畑で豆・麥の二期作が行われたばかりでなく、水田でも米・麥の二毛作が相當行われていた。

水田で二毛作が行われた場合には、佃戸は一般に地主に米だけを納めていた。そのため地主は麥を得ることができないので、奴僕に麥を作らせていることが多かつた。然し官田の場合には夏には大小麥、秋には米を佃戸に納めさせていたようである。これらの麥は自家消費された後、その餘は市場に賣出された。南宋では麥・麩は米と共に商税を免除されていたので、これらは客商によつて消費地に運ばれて盛んに賣買され、それら商人の中には産をなすものも多かつた。

かように南宋では麥は畑や水田でも作られていて、その麥作技術も相當進んでいたようである。殊に水田では稲を刈取つた後、牛耕して畦と溝を作り、排水をよくして、畦の上に麥を作つていた。麥は舊八・九月に播種されて、翌年の四・五月に刈取られ、その間に肥料を施し、中耕も行われていたようである。又南宋では主に大麥・小麥が作られていたが、穢麥も多少作られており、これは裸麥を指していたようである。大麥には早・中・晩の各品種があり、小麥には白と赤の品種があつたようである。

中國革命における第2段階の展開（昭和 30, 9, 23）

松本善海

毛澤東の「新民主主義論」に言う。中國革命の發展過程は、性質の違つた2つのステップに分けられる。その第1歩は新民主主義革命であり、その第2歩は社會主義革命であると。この規定が、歴史的にはどのような経過をたどつて具體化され來たつたか、とくに第1歩より第2歩への轉換が、政策的にはどのような形をとつて遂行され來たつたか、それらを考えるに當つて、こ

ここではまず中央人民政府ないしは中共中央によつて發表された公式的見解自體が、どのような推移をたどっているかを年代的に明らかにしておくことから始めたい。

1953. 10. 27. 全國工商連合會會員代表大會の席で政務院財政經濟委員會副主任の李維漢が、初めて過渡期の總路線についての毛澤東の指示を發表した。それによると、中華人民共和國の成立は、中國革命の第1段階の完結を意味し、その時から社會主義的改造が基本的に達成されるまでが、1つの過渡期であるという。ところが、この報告は共和國成立後、4年もたつて行われたものであり（報告に見られる諸政策の決定は同年9月と推定される）、かつ共和國成立の時に制定された「共同綱領」——それは暫定憲法といわれた——には、これを裏書きするようなそれほど明確な規定は存しないし、その後には發表された公式的見解でも事情は同じであつて、おおまかに言つて、そうした状態は、52. 12. 24. 中國人民政治協商會議全國委員會代表大會の席で、副主席の周恩來が中共中央を代表して53年より第1次5カ年計畫經濟建設に乗り出すことを提案するまで續いている。（後に明らかにされたところによると、毛澤東の指示も52年のことであつたという）。

ここに52年に至るまでの復興期と稱された段階の性格を、いかに理解すべきかが重要な問題となつて來る。それにはさらに、48年における華北人民政府の成立まで溯つて考察される必要があるらう）。